

日本乳酸菌学会細則

第1章 会員

第1条 正会員、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、本会の発行する日本乳酸菌学会誌の配布を受けることができる。

2 年度の途中で入会した会員は、原則として入会前に発行された日本乳酸菌学会誌の配布を受けることはできない。

第2条 正会員、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、本会の主催する各種の行事に参加し、本会の発行する学会誌である日本乳酸菌学会誌と **Bioscience of Microbiota, Food and Health** への投稿、大会における研究発表を行うことができる。

第3条 会費の納入は、原則として、当該事業年度内に行うものとする。

2 年度の途中で入会した会員は、その年度の会費を全額納入するものとする。

3 会員の会費は以下のとおりとする（会費に購読料を含む）。

正会員 年額 6,000円

学生会員 年額 2,000円

賛助会員 年額1口 50,000円

名誉会員 会費は、徴収しない

4 会費年額の変更は、会則第7条に基づき総会の決議を必要とする。

第2章 理事会

第4条 理事会は、会則に定める事項のほか、次の各事項について審議する。

(1) 日本乳酸菌学会賞及び日本乳酸菌学会優秀発表賞受賞者の選考

(2) 名誉会員候補者の総会への推薦

(3) この法人の運営に関する事項

第3章 役員・評議員の選出

第5条 評議員の選出は以下のように行う。

1 会長は正会員の中から3名を選んで選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は委員会を組織して選挙事務を行う。選挙管理事務所は学会事務局とする。

2 投票は1人1票、無記名10人連記とし、郵送によるものとする。

3 評議員は連続して3回選出されることは出来ない。この制限に抵触する者の氏名は予め公示される。

4 得票者中上位の者から順に20名乃至30名を選出する。同数得票者については、委員会において別に定める選挙要項に従い順位をきめる。

5 選挙委員の任期は、評議員改選の前年度9月から新評議員就任までとする。

6 評議員選挙は、評議員改選年度の前年度9月以降3月までの間に行われるものとする。

7 評議員選挙に要する費用は、理事会により改選の前年度の予算に計上されるものとする。

第6条 役員を選出は以下のように行う。

1 会長は評議員会に対し次期役員選考を委嘱する。

2 評議員会は、評議員若干名からなる役員選考委員会を組織し、正会員のなかから理事10名乃至15名、監事2名を選抜し会長に答申する。

3 会長は答申に基づき新役員を指名し、総会の議を経て決定する。

4 会長は総会後新理事を召集し、新理事会は新会長ならびに新副会長を決定する。

第4章 委員会

第7条 本会は、会則第4条の事業を行うため、必要に応じて各種の委員会を置くことができる。

第8条 委員会の名称、委員の構成及び委員会の存続期間などは、設置のつど理事会において決定する。

第9条 会長は、理事会の決定に基づき、正会員中より委員を委嘱する。

第10条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。委員長は、責任者となり委員会を主宰する。

第5章 表彰

第11条 本会は、会則第4条第3号に基づき、日本乳酸菌学会賞「以下学会賞と略称」及び日本乳酸菌学会優秀発表賞「以下発表賞と略称」を設ける。

第12条 学会賞は、乳酸菌等の研究に関する卓越した研究業績を挙げ、今後の益々の発展が期待される正会員に授与する。

2 発表賞は、乳酸菌に関する優れた研究をなし、大会において優れた発表を行った学生会員または若手正会員に授与する。

第13条 日本乳酸菌学会表彰規程は、理事会の議を経て別に定める。

第6章 名誉会員の推薦

第14条 会則第5条第4号に定める名誉会員は、理事会において候補者を選出し、総会へ推薦するものとする。

第15条 名誉会員推薦規程は、理事会の議を経て別に定める。

第7章 大会

第16条 本会は、会則第4条第1号に基づき、毎年1回以上大会として研究発表会またはシンポジウムを開催する。

第17条 大会の開催にあたり、会長は、理事会の議を経て、そのつど大会会長を委嘱する。

第8章 機関誌

第18条 本会は、会則第4条第2号に基づき、機関誌を発行する。

第19条 機関誌の発行は、日本乳酸菌学会誌については、年3回、原著論文、総説、会務公告などを掲載する。

第20条 機関誌への投稿は、別に定める規程によるものとする。

第21条 機関誌の寄贈、交換またはその他の処置は、理事会の議を経て行われる。

第22条 日本乳酸菌学会誌を年ぎめで購読しようとする国内の図書館・団体などは、年購読料6,000円を添えて、前年度中に申し込むものとする。

第9章 雑則

第23条 本細則の変更は、理事会の議を経てこれを行うものとする。

附則 本細則は2006年7月7日に制定し、施行する。

2 2012年4月1日改定

3 2014年7月18日施行